お知らせページ

住民課より

昭和45年度予防衛生委員の委嘱

村では皆さんの健康を守るため種々事業を行ないますがこえらに協力頂くため左記の方々を委員に委嘱しました。

氏名	部落名
関根ミヨキ	大別当
加藤ノブ	〃
五十嵐ヨキ	〃
鷲尾たづ	月潟上町
五十嵐米子	月潟一番組
小林スミエ	月潟二番組
野上京子	月潟三番組
長谷川広子	月潟七軒町
石津キヨ	月潟四番組
中島マサ	月潟五番組
竹内スイフ	月潟新道
田中テフ	月潟六番組
川井キン	月潟七番組
五十嵐イツ	月潟新町
佐藤ウメ	西萱場
佐藤トヨ	〃
木村和子	上曲通
野沢スミ	〃
阿部キシ	曲通
滝沢ハナ	下曲通
笹川カウ	東長島
長岡ハナ	〃
山崎マチ	〃
長沼ハル	木滑
曽山ハナ	〃
竹石フジ	釣寄
	〃
	釣寄
	新

税務課より

納税組合への加入をお奨めします

納税者の皆さん納税組合を設立加入するとどんな特点があるか御存知でしょうか。本村には四十五年三月三十一日現在、四二組合（加入世帯数三六三）で加入率四八・七％です。但し給与所得のみの方で固定資産税の課税されていない世帯は加入できませんので実際の加入率は五〇％以上となっている現状です。

それではどんな特点があります かというと、

1. 役場窓口へ納入に来なくともよい。納税組合長を互選して納税者は納期毎の税を納付書と共に組合長宅へ届けておく。納期毎に係員が組合長宅へ参上徴収します。

2. 奨励金の交付が受けられます。納税者が納期毎に納入された額に対して二％の奨励金が交付されます。又年度末までに組合員全員がその年度に課税された税を実納した場合はその納入額に対し更に一％合計三％の奨励金が交付されます。組合長に対し組合員一人に付一五〇円の事務取扱費を交付しております。

奨励金の交付対象になる税目は村県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税でありますが国民年金、も徴収は致しています。参考迄に四十四年度納税組合で取纏めた税額は、村税、国保税、総課税額二、九五〇万円のうち一、八二五万円、約六二％に当る額を扱っています。

納税組合の利点を充分理解され加入をお奨め致します。なお不明の点については係へ照合下さい。

税務係

―納税者の皆さんへ―

昭和44年度の村税、国民健康保険税、国民年金保険料、診療所一部負担金の納入を全部お済みでしょうか。もし未納がある場合はおそくとも5月15日頃まで納入下さい。尚未納のある方へは係員が徴収に参上しますから御協力下さい。

税務係

農薬に使用する場合の水道の取扱い

農薬に水道を使用する場合は、次の点に注意して下さい。

記

ホースを薬剤の中に入れておきますと、水道が事故等により急に断水しますと、薬剤が逆流致します。

逆流した薬剤は、一般家庭の水道に混入して危険な状態が予想されますので、使用する場合には、ホースを薬剤液の中に入れないで使用して下さい。

農地転用面積の許可基準が改正になりました

最近経済の高度成長に伴う国民生活向上等により現行の基準面積が実状に即しない面もありますので次のとおり一部改正されました。

記

一般個人住宅建築敷地購入の場合

改正前

三三〇平方メートル（約一〇〇坪）

改正後

五〇〇平方メートル（約一五〇坪）

その他住宅を除く建物を建築する場合は従来とかわりありません。

尚申請書の受付期限は毎月二十日迄でありますが書類作成上早めに申請願います。

農業委員会

おめでた　おくやみ

四月一日～四月三十日受理

◎生れた人

氏名	保護者	部落
原　伸夫	甚三	上曲通
神林　康博	戦時	西萱場
山崎　庸二	庸盛	月潟
田中　隆行	秀雄	月潟

◎亡くなった人

氏名	世帯主	部落
栗林　ミワ(72)	三司	木滑
古寺利兵衛(66)	正	月潟

編集後記

新入生も一ケ月がたちました。先生や友人など新らしく話す人がたくさんいて、遂いこれらの緊張からつかれが見えたそうですが、もうすっかり馴れ子になり毎日元気でゆききする様になりました。

「広報つきがた」も今月から新らたに、村の史跡めぐりを掲載することとしました。

神社・仏閣・碑石など、村内の文化財を紹介したい所存ですので御協力願います。